

令和7年度第11回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日 令和8年2月10日（火）

招集場所 米子市役所旧庁舎3階603会議室

開 会 午後1時30分

出席農業委員 1番 赤尾昇委員 2番 足立康雄委員 3番 泉新一委員 4番 岩佐清志委員 5番 木下壽美子委員
6番 木村静子委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 10番 関本五郎委員 11番 高橋敦美委員
12番 宅野真二委員 13番 竹中誠一委員 14番 田子博康委員 15番 中本公平委員 17番 船越真委員
18番 安井貴之委員 19番 米澤美憲委員

欠席農業委員 9番 角力委員 16番 能登路幸輝委員

出席推進委員 廣東宣明委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 福長正樹委員 高尾和広委員
中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員

事務局 古橋事務局長 福田担当事務局長補佐 妹尾係長 道下係長 渡邊主事

農林課 松原主任

傍聴人 無し

日 程 1 会長あいさつ

2 議事録署名委員の指名

3 議事

(1) 農地法各条申請審議等

ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について

イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について

ウ 第3号 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について

- エ 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について
- オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後2時30分

議長（中本職務代理）

本来でしたら総会の議事進行は角会長が行いますが、本日欠席ということで職務代理である中本がさせていただきます。

それでは、第11回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号13の竹中農業委員と議席番号17の船越農業委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、角農業委員と能登路

農業委員です。

それでは、審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号27の淀江町福岡から番号29の両三柳について審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

3条許可案件について説明いたします。

番号27の淀江町福岡の議案について説明いたします。淀江町福岡の申請地は田1筆の1,811平方メートルの農地を贈与されるものです。

番号28の上福原の議案について説明いたします。上福原の申請地は田2筆の924平方メートルの農地を売買されるものです。

番号29の両三柳の議案について説明いたします。両三柳の申請地は田5筆の1,874平方メートルの農地を売買されるものです。なお本件は議案62号の関連になります。

詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（中本職務代理）

番号27の淀江町福岡について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中推進委員

現地確認は2月5日に中本農業委員と2人で行いました。譲受人は譲渡人のいところであり、隣接耕作者でもあります。譲渡人は農業をしないということで、譲受人に贈与することになりました。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（中本職務代理）

番号28の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

現地確認は1月27日に影嶋推進委員と2人で行いました。譲受人は隣接農地を去年購入しており、そこと合わせて一体的に耕作をする予定とのことです。この農地は以前は葎が生え耕作放棄状態でしたが、最近はきれいに刈り取られていました。今後の耕作状況については、農地パトロール等で注視していきたいと思っています。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（中本職務代理）

番号29の両三柳について、担当委員さんから補足があればお願いします。

泉農業委員

現地確認は2月2日に大縄推進委員と2人で行いました。譲受人は初めて農業をする方ですが、年齢もまだ若く農業が十分できると考えています。畑では大根や白ネギ等を栽培する予定とのことです。許可について問題ないと考えます。ご審議をお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと、4ページ、番号27の淀江町福岡から番号29の両三柳について一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号62の両三柳と番号63、64の河崎について一括して審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

62番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月2日に大縄推進委員と2人で現地確認を行いました。現地確認日等は、63、64番も同様です。被害防除計画ですが、最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはL型擁壁を設置いたします。雨水の排水について、溜柵後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。

続いて、63番の議案について説明します。被害防除計画ですが、最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁についてはコンクリートブロックの3段積を設置いたします。雨水の排水について、溜柵後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よ

ろしくお願いします。

続いて、64番の議案について説明します。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。擁壁については既存の擁壁を利用いたします。雨水の排水について、溜桝後既設の道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接耕作地はありません。農地区分は、市道に面した筆が、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。市道に面していない筆が住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地となります。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。

なお、昨年末に申請がありましたが、事前着工があり、一旦取下げ、現況回復を行った案件になります。

事務局（妹尾係長）

経過についてご説明します。この農地は現在の地権者の先代が、以前5条転用許可を受け名義変更をしましたが、転用を実行されないまま現在まで至っています。県に確認したところ、悪質性がなければ現況回復までは求めないという話でした。ただし、計画が変わるので再度の5条申請が必要との判断の基で申請をしてもらいましたが、地元委員からのご指摘もあり、申請者のご意思で申請を取下げ、現況回復をされ今月の申請となりました。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

泉農業委員

田に土砂を入れてから農業委員会に届け出が必要なことを知らなかったと言われてそれを良しとしてしまうと、我々の農地パトロール

の意味がなくなってしまうのではないのでしょうか。

関本農業委員

事務局は申請を受理しないといけないですし、我々で考えるしかないと思います。この案件に関して、反対なら反対の意見を具申すればいいのだと思います。

事務局（古橋局長）

先月の農業新聞に記載がありましたが、父親が5条転用許可を得て家を建てようとしたが建築中に急死した場合、民法上は土地や建物は相続できるが農地法の許可は相続の対象とならないため、子が建築を引き継ぐためには再度の5条許可申請が必要になります。今回のケースを県と協議した結果、悪意がなかったとのことで現況復旧まではいいのではないかとの話になりましたが、地元委員と協議し現況復旧が必要ではないかとなり、先月の議案は取り下げました。その後現況復旧した上で、今月の申請となりました。

船越農業委員

今回は民法も関わってきていますし、特殊なケースだと思います。許可案件は県知事が許可権者になるため、県に相談するのは必要だと思いますが、事務局と委員で協力してやっていくわけですから、今後は、地元委員が判断しやすいように、詳しい経緯を伝える等委員への情報提供をお願いしたいです。

事務局（古橋局長）

まず、地元の農業委員への情報提供および相談をした上で、それでも判断ができかねるものについては県に相談をするということを気

を付けたいと思います。

議長（中本職務代理）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、番号65の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

65番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。1月26日に公本農業委員と現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用いたします。雨水の排水について、溜樹後農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。同一地権者所有地のため隣接耕作地はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号66の奥谷について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

66番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。1月20日に福長推進委員と事務局の3人で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、高さ1.5メートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、地下浸透の計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者同意、実行組合同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号67の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

安井農業委員

67番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。2月3日に現地確認を行いました。造成計画については最高45センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、高さ80センチメートルのL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜枿後農業用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で第2種農地に該当します。この案件も、先月末取り下げたものになります。業者が一部表土をめぐってしまっており事前着工ではないかと事務局と相談をしていました。現況復旧をしてもらい農地として使えるレベルとなったため、この度再度の申請となりました。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、番号68から番号70の淀江町西原について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

橋本推進委員

68番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。1月27日に木下農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて、69番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。1月27日に木下農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については最高30センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、既存の擁壁を利用及び申請地南側にL型擁壁を設置します。雨水の排水について、溜桝後既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて、70番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、駐車場を計画したものです。1月27日に木下農業委員と事務局の3人で現地確認を行いました。造成計画については最高40センチメートルの盛土造成を行います。擁壁については、議案番号69番の転用申請地である隣接地に擁壁を設置予定です。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、淀江白浜土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地の該当はありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、議案第3号をお願いします。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地利用計画の一部変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、別紙農用地利用計画の一部変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、10ページから11ページの、番号1の大崎について審議します。こちらは、21ページの議案第4号、地域計画の変更の番号1と関連する案件になりますので、併せて審議いたします。まずは、農林課から説明してください。

農林課（松原主任）

農地編入の案件になります。地図の白い部分は所有者が分からない農地で、そこは抜いた形で申請がありました。申請理由は、JA主体のスーパー白ねぎ団地の基盤整備を行うためです。農林課としては、今回基盤整備をされるということで、編入すべき事案であると考

えています。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

竹中農業委員

以前も農林課にお願いしましたが、団地に参加する人が元々耕作していた場所が、新たな耕作放棄地になる可能性があるのでは、そうならないようにお願いしたいと思います。

農林課（松原主任）

新規就農する方が耕作する予定にはしていますので、既存の方の耕作放棄地が増えるということにはならないと思います。

高尾推進委員

このスーパー白ねぎ団地は親方と新規就農者がグループになりやっけていく形をとりますが、実際にここで耕作をするのは新規就農者で、耕作者が増えるわけですので、耕作放棄地が増えるということにはならないと思います。

関本農業委員

所有者が分からない農地は、耕作放棄状態になっていくと思いますが、そこはそのまま放置しておくのでしょうか。

農林課（松原主任）

所有者を探すことが最善策だと考えます。所有者が見つからない場合は、主体のJA等と協議をする必要があると思います。

議長（中本職務代理）

そうしますと、まず、該当地の農用地区域への編入について採決したいと思います。それでは、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続けて、4号議案の地域計画の計画区域への編入について採決したいと思います。それでは、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、こちらも適当である旨回答することといたします。

続いて、12ページから13ページの、番号2の彦名町について審議します。それでは、農林課から説明してください。

農林課（松原主任）

農振除外の案件になっています。以前総会において、地域計画の変更で上げた案件と同様のものになります。一部は青地、一部は白地の農地となっています。白地で太陽光発電をしている業者から、青地の部分も荒廃しておりすでに非農地証明も出ているので一緒に太陽光発電をしたいとの申し出がありました。農林課としては、既に非農地証明が出ている案件であり、非農地証明が出ている農地に関しては農振農用地から除外すべきと法律にあるため、農振除外することが適当であると考えています。

議長（中本職務代理）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

公本農業委員

経緯は不明ですが、残土が盛り上がっている農地で、整備しても畑になりにくいということでこの業者が太陽光パネルの設置を検討しました。その設置に際して、農振除外の申出があるものです。現地は、農地として利用することは難しく非農地証明が出ています。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

米澤農業委員

ごみの最終処分場の候補地とは別でしょうか。仮に離れているとして、付帯設備を作るときにこれが邪魔になったり、高く買い取る必要が出たりすることはないでしょうか。

農林課（松原主任）

担当課とは情報共有しており、この土地が売買される可能性は低いかと思います。

米澤農業委員

計画変更になる可能性もあると思うが、そういったことにならないように気を付けてもらえればと思います。

議長（中本職務代理）

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続いて、番号3の青木について審議します。それでは、農林課から説明してください。

農林課（松原主任）

今回も農振除外の案件になります。以前総会において、地域計画の変更で上げた案件と同様のものになります。申出者の両親は申出地の隣接地に住んでいますが、申出者自身が市外在住の方で、両親が今後高齢になることに伴い農業ができなくなることから、仕事と農業の両立を考えここに住宅を建てることの申出がありました。農林課としましては、近隣農地への影響は軽微であり、農振法13条2項に該当することから農振除外することが適当であると考えています。

議長（中本職務代理）

担当委員さんから補足があれば説明をお願いします。

田子農業委員

大塚推進委員より、保全管理等問題ないと聞いています。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、20ページ、議案第4号をお願いします。

農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の変更に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、地域計画の変更（案）について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき意見を求めます。

21ページ、番号1の大崎の計画区域への編入については、先ほど、審議いたしましたので、22ページ、番号2の富益・崎津・大篠津・和田地区の担い手の変更について、農林課より説明をお願いします。

農林課（松原主任）

追加を4名、削除を1名、変更を1名上げさせてもらっています。まず、追加ですが、策定の際に担い手として位置づけをできていなかった認定農業者2名と認定新規就農者2名の編入を考えています。削除ですが、本人からの申出により認定農業者の取消があったため今回地域計画からも削除することを考えています。最後に変更ですが、法人から個人へ変更する申出があったためお名前の変更を考えています。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、適当である旨回答することといたします。

続きまして、23ページ、議案第5号をお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、24ページ、番号2-1から、27ページ、番号2-29までを一括審議します。
事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案23ページ農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。25ページの番号2-10は、新規の方です。それ以外の24ページの番号2-1から27ページの番号2-2は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。なお、26ページの番号2-19は、相続人がいない相続未登記農地で、知事裁定により利用権を取得するものです。ご審議よろしくお願ひします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、まず、24ページ、番号2-1から、27ページ、番号2-27までを一括して採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号2-28について採決したいと思います。これについては、関係者の泉農業委員は、議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、番号2-29について採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて、30ページ、番号2-1を審議します。事務局から説明してください。

事務局（道下係長）

議案30ページの売買関係について説明いたします。番号2-1は所有者の希望により農地を買い受けるものです。ご審議よろしくお願
いします。

議長（中本職務代理）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと、30ページ、番号2-1を採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（福田担当事務局長補佐）

報告いたします。

33ページの農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、1件を受理しています。

34ページか35ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、6件を受理していま
す。

36ページから39ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、15件を受理しています。

次に、40ページから49ページの非農地現況証明について、5件を証明しています。

次に、50ページから52ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、3件を回答しています。

次に、53ページの農地転用現況確認書の交付について1件を交付しています。

次に、54ページから55ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、2件を回答し
ています。

最後に、56ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件を受付けています。

関本農業委員

非農地証明に関して、2点お聞きしたいことがあります。非農地であると証明する際に、原野は別にして、人為的な潰廃により20年経過したということはどのように証明しているのでしょうか。また、20年経過後は非農地として証明してもいいという根拠とは何でしょうか。

議長（中本職務代理）

非農地証明に関してのご質問がありました。事務局回答をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

20年経過の確認方法ですが、申請者からの聞き取りに併せて、航空写真や地図等で20年前から非農地の状態であったかを確認をしたり、地元の委員に当時の様子などを確認したりする方法を取っています。

関本農業委員

例えば、10年経過した時に違法転用が発覚し、地権者にその旨伝えたらどうなるのでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

人為的潰廃が20年経っているからといって、全てが非農地にできるわけではありません。例のように10年経過後に悪意がある違法転用が発覚し県からは是正指導があったにも関わらず是正しなかった場合などは、非農地として認めないという取り扱いをしています。

関本農業委員

10年目に違法転用を見つけ指摘した時は、そこで中断してしまうということでしょうか。委員として、違法転用があれば早めにそれを指摘することが大事ということでしょうか。

事務局（福田担当事務局長補佐）

そうです。

公本農業委員

非農地にするためには、現地の農業委員と推進委員がサインをしなければいけませんが、そのサインは大変重みがある仕事だと思っています。問題が起きた時は事務局や、経験ある委員に相談することが大切だと思います。

議長（中本職務代理）

本日、予定していました審議は以上のおりですが、議題などの追加はありませんか。ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（福田担当事務局長補佐）

（事務連絡）

議長（中本職務代理）

これを持ちまして、第11回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後4時20分